

利 用 上 の 注 意

1 改定の概要

本県では従来から、国勢調査結果の確定値が公表されると、愛知県人口動向調査による推計値が確定値に接続するように人口及び世帯数の遡及改定を行ってきました。

令和3年11月に総務省統計局から、令和2年国勢調査による人口及び世帯数の確定値が公表され、平成27年国勢調査結果を基礎として推計してきた人口と令和2年国勢調査による人口（確定値）に差が生じたため、次の内容を令和2年国勢調査結果に接続するよう差分を過去5年間の各月に割振りました。

- ・2015年11月から2020年9月までの各月1日現在の人口及び世帯数
- ・2015年10月から2020年9月までの住民基本台帳の各月間異動数

また、平成27年及び令和2年の国勢調査結果には利用者の利便性向上を図るため「不詳補完値」（主な項目の集計結果（原数値）に含まれる「不詳」を案分等によって補完したもの）を用いました。これにより国籍（日本人・外国人）の「不詳」がなくなるため、人口は、日本人・外国人別人口も併せて掲載しました。

2 改定の範囲

- (1) 2015年11月から2020年9月までの各月1日現在の県及び市区町村別、日本人・外国人別、男女別人口
- (2) 2015年10月から2020年9月までの各月間の県及び市区町村別、日本人・外国人別、男女別要因別異動数のうち、その他の増減数
- (3) 2016年から2019年までの各年10月1日現在の県及び市区町村別、日本人・外国人別、男女別年齢別人口
- (4) 2015年11月から2020年9月までの各月1日現在の県及び市区町村別世帯数
- (5) 2015年10月から2020年9月までの各月間の県及び市区町村別世帯増減数

※ あいちの人口年報公表後に市町村から修正連絡があったものは、修正を行った上で改定しました。

3 表中の符号

- 「－」…………… 該当がない場合
- 「△」…………… マイナス

改定値の算定について

1 概要

2020年10月1日現在における、平成27年国勢調査結果を基礎とした推計値と、令和2年国勢調査結果確定値との差を、2015年10月から2020年9月までの60か月の増減数で案分し、それを補正数として加えることにより各月1日現在の改定値を算出しました。また、国勢調査結果には利用者の利便性向上を図るため不詳補完値を用いました。

人口は社会増減数の絶対値に基づき、また、世帯数は増減数の絶対値に基づいて案分しました。

年齢別人口は、上記により求めた県及び市区町村別、日本人・外国人別、男女別人口を、不詳補完値と年間増減数により得られた改定前の年齢構成比に基づいて案分しました。

2 案分の方法

それぞれの数値を次のとおり記号に置き換えます。

推計の基礎：A

第1期の度数：a1

第2期の度数：a2

：

第60期の度数：a60

期末の推計値：S（度数が総増減数のとき、 $S=A+a_1+a_2+\dots+a_{60}$ ）

期末の確定値：K

この場合に、各期への案分数を次式により求めました。

第1期への案分数： $(K-S) / (|a_1| + |a_2| + \dots + |a_{60}|) \times |a_1|$

第2期への案分数： $(K-S) / (|a_1| + |a_2| + \dots + |a_{60}|) \times |a_2|$

：

第60期への案分数： $(K-S) / (|a_1| + |a_2| + \dots + |a_{60}|) \times |a_{60}|$

人口を改定する場合は、度数が社会増減数のときの案分数を補正数とし、その他の増減数に補正数を加えることにより総増減数を更新して、改定値を算出しました。

3 算出時の注意点

(1) 確定値が推計値に一致する場合

案分は行いません。（ $K-S=0$ 、案分数がゼロになる）

(2) 割る数がゼロの場合

均等割を行いました。（増減数の絶対値の合計がゼロになる）

(3) 小数部の処理について

案分計算により得られる各数値の整数部の合計が確定値に一致するまで、各数値の小数部を、大きいものから順次整数(1)に切り上げ、残りは切り捨てることにより整数化を行いました。

なお、小数部が同値の上、一方を切り上げ、他方を切り捨てなければならない場合は、当該期間の期首に近い方を切り捨て、期末に近い方を切り上げました。